

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて  
(中間まとめ)

平成27年7月9日  
オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議

## 目 次

はじめに .....	1
1 オリンピック・パラリンピック教育を通じて目指すべきもの .....	1
2 オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容 .....	3
3 オリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策 .....	4
(1) 初等中等教育 .....	4
(2) 高等教育 .....	6
(3) 社会教育 .....	8
(4) 全般的な方策（推進体制の整備等） .....	9
参考資料 .....	13
○中間まとめ【概要】 .....	14
○中間まとめ【要旨】 .....	15
○オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議設置要綱 .....	18
○オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議委員名簿 .....	19
○審議経過 .....	20
○学習指導要領及び同解説における オリンピック・パラリンピック関連の記述について .....	21
○オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業について .....	27
○1964 年当時の全国におけるオリンピック教育について .....	30

はじめに

本有識者会議は、オリンピック・パラリンピック教育の充実や全国展開に必要な方策等を検討することを目的として、本年2月に設置され、その後6回の会議を開催し、様々な関係者からのヒアリングを行うなど、精力的に審議を進めてきたところであり、これまでの検討結果を「中間まとめ」としてここに公表する。

国、地方自治体、スポーツ関係団体・関係者、教育関係団体・関係者等の各界の関係者においては、本中間まとめの提言を踏まえ、必要な取組の推進を図ることを求めたい。また、国民各位におかれては、本中間まとめの趣旨に理解いただくとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）に向けた様々な取組に対する自主的な参画をお願いしたい。

現在、オリンピック・パラリンピック教育の推進に関しては、本有識者会議のほか、東京都の有識者会議でも検討が行われるとともに、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）におけるアクション&レガシープランの策定に向けた関係の会議の中でも検討が行われている。これらをはじめとした様々な検討の場において、本中間まとめも参考にして、オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて、更なる議論の発展が行われることを期待したい。

なお、オリンピック・パラリンピックは一過性の単なるスポーツイベントではなく、オリンピック・パラリンピック教育も2020年東京大会だけを目的や終着点とするものではないことに留意して、有形・無形のレガシーの創出という観点も踏まえつつ、本中間まとめの提言をはじめ、オリンピック・パラリンピック教育の推進を図ることが重要であることを附言しておく。

## 1 オリンピック・パラリンピック教育を通じて目指すべきもの

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに精神的充足や楽しさ・喜びをもたらす人々が幸福で豊かな生活を営む基盤となるものであり、オリンピック・パラリンピック教育は、このような意義を有するスポーツ、特に世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックを通じて、人々が自己の在り方を高め、より良い社会を構築することを目指すものである。
- オリンピック憲章では、オリンピズムは、「肉体と意志と精神のすべての資質を

高めバランスよく結合させる生き方の哲学」であり、「スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである」とされている。また、オリンピック・ムーブメントの目的は、「オリンピズムとオリンピズムの価値に則って実践されるスポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献する」こととされている。

パラリンピック憲章では、パラリンピックのビジョンとして「パラリンピックアスリートが、スポーツにおける卓越した能力を発揮し、世界に刺激を与え興奮させることができるようすること」を掲げている。さらに、パラリンピック・ムーブメントの発展により「スポーツを通じ、障害のある人にとってよりよい共生社会を実現する」ことを究極の目標としている。

- 上記のように、オリンピックとパラリンピックは、理念や目指すべき方向性が共通しており、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントとして、全国的に展開することが求められる。
  
- 我が国さらには世界の将来像として、健康長寿社会、思いやりや正義感に富んだ社会、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築が求められている中で、オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの中核の一つであり、オリンピック・パラリンピックをはじめとしたスポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させることにより、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成し、求められる世界の将来像を実現しようとするものである。
  
- このような観点から、オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピックを題材にして、
  - ① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上
  - ② 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「作る」）の定着・拡大
  - ③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成を推進することを目的とするものである。

## 2 オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容

- 「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成されると考えられる。
  
- 「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」としては、オリンピック・パラリンピックに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、オリンピック・パラリンピック選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリンピック・パラリンピックの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みと IOC 改革の取組、ドーピングの問題点とアンチドーピングの取組等）について学ぶことが考えられる。
  
- 「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」としては、まず、オリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）を学ぶことが考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツへの関心の向上や積極的な参画につなげることが求められる。
  
- さらに、平和でより良い世界を構築する次代の若者の育成という観点から、「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」として、オリンピック・パラリンピックを契機に、例えば、参加国・地域の文化・言語（日本との違い）、ソフト・ハード両面のバリアフリーをはじめとするアクセシビリティの実現、ボランティアを含め相互に支え合い人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成、自然との共存等の環境問題や国際平和・貧困・人権等の様々な地球規模の課題解決をはじめとする持続可能な社会の構築、我が国・地域の伝統・アイデンティティ・課題等に関して学ぶことにより、我が国の社会全体や地域の課題、さらには国際社会の状況や現代的な課題に向き合うきっかけとすべきである。
  
- こうした学習を通じて、社会の課題の発見や解決に向けて他者と協働しつつ主体的に取り組む態度や、多様性の尊重（人間としての共通性、他者への共感、思いやり等）、公德心（マナー、フェアプレー精神、ボランティア精神、おもてなし精神等）の育成・向上を図ることが求められる。こうした力を身につけることは、これから

のグローバル化が進み、変化の激しい時代を生き抜いていくために、今後ますます重要になる。

### 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

オリンピック・パラリンピック教育は、小・中・高等学校や特別支援学校等における初等中等教育、大学等における高等教育、社会教育施設や地域の諸団体等における社会教育において幅広く効果的かつ継続的に行われることが求められる。また、生涯学習の観点から、学習者の発達段階やライフステージに応じた主体的な学習のための環境整備も求められる。このため、下記のように、各教育段階・分野の特性・課題に応じた実施手法とともに、全般的な連携協力や推進方策を検討することが必要である。

#### (1) 初等中等教育

- 全国的にオリンピック・パラリンピックに関する教育を推進するにあたっては、地域や学校、児童生徒の状況や特性等も踏まえながら、国、教育委員会、各学校等の関係者が連携協力して、幅広い教科・科目にわたる学校教育活動全体において、オリンピック・パラリンピックに関する教育を通じて、これからの子供に求められる資質・能力を育んでいくという機運の醸成や環境の整備を行う必要がある。また、オリンピック・パラリンピック教育として、アスリートの生き様やスポーツに関係する様々なキャリアを学ぶことについて、キャリア教育の視点から各学校の教育活動に位置づけることも有効と考えられる。さらに、放課後や土曜日に地域と連携して行われる様々な学習活動を活用することも考えられる。
- 各地域や各学校においてオリンピック・パラリンピックに関する教育の充実に取り組むためには、教育・啓発手法の開発と普及が必要であり、国においては、映像教材をはじめ、モデルとなる教材や指導参考資料の開発を推進することが求められる。また、各地域で行われている先進的な教育実践を収集し、事例集をとりまとめることも必要である。各都道府県等においても、国が作成した教材や事例集等を活用しつつ、地域の状況に応じた多様な教材等を開発し教育活動の充実を図ることが期待される。その際、ICT や SNS を活用して教材や事例集等の共有や活用を図ることや、教育活動自体に様々な ICT 技術を活用することも有効と考えられる。
- さらに、競技観戦や競技体験、アスリートに接する機会等、児童生徒が実際の競

技等を実感できる機会の充実も求められる。その際、特別支援学校においては、運動部活動・クラブ活動が行われている学校が、高等部では約58%、中学部では約37%に留まっているという調査結果もあることから、特別支援学校の児童生徒のスポーツへの参画の機会の拡充という観点からの取組の充実も期待される。また、パラリンピックに関する教育等を契機として、障害を有する者に対するステレオタイプから脱却し、障害を含めた違いを超えた人々の交流や共同学習の充実を図ることも重要であり、そのための教材や指導参考資料の作成等の環境整備に関係団体が連携して取り組むことも必要である。なお、2020年東京大会のみならず、2020年東京大会に向けた取組や、2020年東京大会以外のオリンピック・パラリンピック競技大会（2016年のリオ大会、2018年の平昌大会）またはオリンピック・パラリンピック以外の国際競技大会（関西ワールドマスタースゲームズ2021等）も含めて、幅広い学習に構造的に取り組むことも可能となるよう、各学校で活用可能な資料の作成・提供も含めた関係団体による情報発信の充実が期待される。

- オリンピック・パラリンピック教育に効果的・継続的に取り組むためには、学校運営計画への位置付けなど、学校全体として取り組むための体制の整備が求められる。その際、教育委員会がイニシアティブを発揮し、域内のオリンピック・パラリンピック教育のプランを策定するなどして、各学校の教育活動の支援の充実を図ることが期待される。その際、各地域によって課題や状況は異なることから、域内の共通の取組の検討にあたっては、長野大会の際に長野市で行われた一校一国運動等の取組も参考にしつつ、国が全国的に取り組もうとしている「ホストシティ・タウン構想」も活用するなどして、各地域の特性に照らして創意工夫を図ることが期待される。
- また、学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことから、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが求められる。その際、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を図ることは、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を一体として取り組む「交流及び共同学習」を促し、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、資格の有無にかかわらず、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日

本障がい者スポーツ協会が公認するスポーツ指導員等の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実に期待される。

- また、オリンピック・パラリンピックに関する教育の推進にあたって、様々なスポーツ大会の競技経験や、スポーツボランティアまたは海外ボランティアの経験のある教員を活用することや、多様な経験を有する地域人材を学校教育の場において活用することも有効であると考えられる。
- さらに、2020年東京大会開催後を見据え、大会が開催される2020年をゴールではなく出発点と捉えて、努力の尊さやフェアプレーの精神、思いやりやボランティア精神、多様性を尊重する態度などを、大会のレガシーとして子供たちの中にしっかりと根付かせていくことも重要である。昨年11月の文部科学大臣諮問（「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」）を受けて、現在、中央教育審議会において学習指導要領の改善について審議が行われているところであるが、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして受け継がれる資質・能力をどのように育むかについて、積極的な審議が行われることを期待する。その際、オリンピックと同様に、パラリンピックを学習指導要領に位置づけることについても検討することが求められる。
- なお、上記のような取組は、基本的には義務教育以上の初等中等教育を想定しているが、幼少期の体験が人間形成に大きな影響力を持つことを踏まえれば、幼児教育においても、幼児の発達段階に配慮しつつ、可能な範囲での取組が行われることも期待される。

## （2）高等教育

- 大学等の高等教育においては、当該機関において行われるオリンピック・パラリンピックに関する教育研究の推進と、様々な人々や機関において行われるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援の取組の充実に求められる。
- まず、学生に対する教育においては、各大学の状況や学問分野の特性等も踏まえながら、オリンピック・パラリンピックに関する教育が幅広く行われることが期待



される。特に、体育教員をはじめとする教員養成に関わる学部や課程等においては、オリンピック・パラリンピックへの理解のみならず児童生徒への指導方法等も含めた教育の充実を図ることが求められる。また、教員養成学部等以外にも、保健体育をはじめとする一般教養科目でのオリンピック・パラリンピックへの理解を深める学習機会の充実や、学部専門教育におけるオリンピック・パラリンピックを題材とした学習の工夫（例えば、国際系学部における国際専門教育においてオリンピック・パラリンピックのエピソードを題材に活用するなど）が期待される。

- また、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等に関する研究は、オリンピック・パラリンピック教育の充実に直接つながるものであり、大学等における研究の充実が求められる。さらに、トレーニングやコンディショニング、競技用具等、競技力向上に関する研究開発は、オリンピック・パラリンピックにおけるアスリートの活躍につながるものであり、アスリートの活躍やエピソード等は児童生徒にとって生きた題材となるものであることから、オリンピック・パラリンピック教育の充実の観点からも競技力向上に関する研究開発の推進が期待される。
- 特に、パラリンピックに関する取組は、パラリンピアンを外部講師として招いた上で集中的な講義を行うなどの取組も見られるが、そのような取組は緒に着いたばかりであり、また、競技用具の開発、科学的なデータの集積・分析、歴史や意義に関する研究等のパラリンピックに関する研究開発の推進はパラリンピックにおけるアスリートの活躍に大きく資するものであることから、大学等における取組の一層の推進が期待される。なお、このような取組の推進は、アスリートの競技力向上のみならず、特別支援学校の児童生徒をはじめとした障害を有する者への、スポーツへの参画の機会の拡充や努力・向上しようとする目標の提供という観点からも重要である。
- さらに、大学等の使命・役割として教育研究に加えて社会貢献が求められている中で、大学等の高等教育機関においては、当該機関の教育研究の充実に加えて、当該機関の学生以外の多様な人々に対する幅広い学習機会の提供や、初等中等教育機関や地域社会において行われるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援の取組の充実が求められる。
- まず、多様な人々に対する幅広い学習機会の提供としては、市民向け公開講座の実施、インターネット等を活用したオープンコースウェアの提供やオンライン講座の実施等により、オリンピック・パラリンピックに関する理解を深める機会の充実を図ることが必要であり、そのための学習・啓発資料の充実や情報提供・発信の工

夫改善が求められる。その際、それぞれの大学等におけるオリンピック・パラリンピックに関する取組と関連付けて情報の提供・発信を行うことも有効と考えられる。

- また、理解増進や普及啓発にととまらず、ボランティアをはじめとしたオリンピック・パラリンピックに直接携わる人材の育成も重要であり、大学等の高等教育機関においては、このような観点からの講座やセミナーの開設等の学習機会の充実に取り組むことも求められる。その際、夏期等における短期集中型や夜間の実施等、社会人等が参加しやすい形態の工夫を図るとともに、参加者が学習の成果を社会的に証明・活用できるよう学校教育法第105条に基づく履修証明制度を活用することも有効と考えられる。また、国際系学部における通訳ボランティアの育成・提供等、学生をはじめとした学内の人的資源の活用も期待される。さらに、社会教育施設等と連携しつつ、シニア世代を活用することや、そのための学習機会の充実を図ることも有効と考えられる。
- 次に、初等中等教育機関や地域社会において行われるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援にあたっては、上記のような取組も含め、大学等の教育研究の成果や具体的なノウハウを周知・普及・定着させる仕組みづくりが重要である。このため、後述するコンソーシアムの構築等の全国的あるいは地域的なオリンピック・パラリンピック教育の推進体制の整備が肝要であり、コンソーシアムの構築等にあたって大学等が中核的な役割・機能を果たすことが期待される。一方で、コンソーシアムの構築等の前提として、前述した初等中等教育機関における取組の充実や、後述する社会教育施設等における取組の充実、総合型地域スポーツクラブやスポーツ指導者・スポーツ推進委員等をはじめとした地域スポーツ活動の充実、民間企業・メディア・各種団体における取組の充実も求められる。
- なお、本年7月現在、組織委員会と777の大学が連携協定を結んでおり、文化イベントや事前キャンプへの協力、大会機運の醸成等、幅広い分野において組織委員会と大学等が連携協力した取組の充実が期待される。

### (3) 社会教育

- 2020年東京大会に向けた全国的な機運の醸成等を進めるためには、地域社会全体における関心や取組の充実を図ることが重要であり、そのためには、学校教育のみならず、公民館や青少年教育施設を始めとする社会教育施設等で行われる社会教育を充実することが必要である。

- このため、地域住民のオリンピック・パラリンピックに関する理解を深めるため、社会教育施設等で行われる学習や講座等を充実させ、好事例となる取組の情報提供・発信を自治体間で行うことが求められる。特に、シニア世代を対象としたボランティア等、海外から訪れる多様な人々に対するおもてなしを行う人材の育成に向けた学習機会の充実を図ることが期待される。その際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が取り組んでいるボランティア養成事業を活用することも考えられる。
- また、博物館や図書館をはじめとする社会教育施設等においては、オリンピック・パラリンピックを含めたスポーツに関する多様な資料を有していることから、社会教育施設間さらには他の様々な機関とのネットワークを構築し、資料の共有・活用を図ることが求められる。なお、社会教育施設等の中には、多様なデジタル資料を保有している施設もあることから、後述するデジタルアーカイブの構築にあたっては、社会教育施設等が保有するデジタル資料の活用も期待される。
- さらに、地域社会の崩壊等の我が国が直面する課題の解決に世代間交流が不可欠となっている中で、オリンピック・パラリンピックを通じて、若者とシニア世代との交流をはじめ、地域社会における世代間の交流活動を組織化し、地域社会さらには我が国全体として一体感を醸成することが求められる。社会教育においては、このような取組に中核的な役割を果たすことが期待される。
- また、例えば、土曜日の教育活動等の機会を活用した車いす競技の体験活動を通じ、子供たちがオリンピック・パラリンピックについて理解を深めるとともに保護者等の地域住民との世代間交流が図られた事例もあることから、学校だけでなく地域の協力を得ながら、子供たちにオリンピック・パラリンピックについて学んでもらうことも重要である。

#### (4) 全般的な方策（推進体制の整備等）

- オリンピック・パラリンピック教育は、初等中等教育・高等教育・社会教育等の様々な分野において、各地域の状況や特性に応じ、多様な関係者や関係団体が参画して、幅広くかつ多様に行われるものであるが、2020年に向けて全国的にオリンピック・パラリンピック教育を推進するためには、全国的あるいは地域的な推進体制の整備を図ることが喫緊の課題となっている。

- 特に、各実施主体や実施している取組の整理調整や連携協力を行うための仕組みを構築することにより、関係者の意識や関連する状況を共有するとともに、全体として、様々な資源の活用・効果による教育効果の最大化を図ることが期待される。このため、国・都道府県・市町村、初等中等教育・高等教育・社会教育の関係団体・関係者、スポーツ関係団体・関係者、企業や NPO 等、幅広い関係者が参画したオリンピック・パラリンピック教育を推進するためのコンソーシアムを、全国レベルさらには地域レベルにおいて構築することが求められる。その際、前述したように、教育研究の成果等を有する大学等が中核的な役割・機能を果たすことが期待される。また、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの実施主体である、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）及び JPC（日本パラリンピック委員会）の積極的な連携協力も求められる。さらに、2020 年東京大会に向けては、ボランティアを含めて、多くの人々の参画を推進する取組が行われており、このような取組とも連携することが有効と考えられる。
  
- 国においては、本年度から、オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究として、拠点機関（筑波大学）を形成した上で、モデル地域において初等中等教育機関等と連携した実践的な取組を開始している。また、東京都においては、オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定や推進校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣等の先駆的な取組を推進している。さらに、スポーツ関係団体においては、オリンピック・パラリンピックの競技体験活動などの取組を進めるとともに、民間企業等においても、CSR の一環等として、映像資料等の作成・提供や社内アスリートの派遣等に取り組もうとする動きも見受けられる。このような取組を発展させ、オリンピック・パラリンピック教育（オリンピック・パラリンピック・ムーブメント）を全国に普及・展開するために、コンソーシアムの構築をはじめとした推進体制を全国的に整備することが必要である。
  
- その上で、全国あるいは地域の拠点となる大学等における児童生徒への教育手法や教員への研修手法の研究開発、都道府県教育委員会等のイニシアティブに基づく教育現場における教育実践の普及推進、各地域の取組の全国的な情報集約・共有・発信等の取組を全国的に加速・拡大していくことが求められる。
  
- また、児童生徒にオリンピックやパラリンピアンに直接接する機会を設けることは、教育上有意義かつ効果的と考えられるが、全国的な普及・展開の取組を進めるためには様々な課題があり、2020 年東京大会に向けて、汎用性のある取組や共通の仕組みを整備することが必要である。このため、前述のコンソーシアムにおい

ては、関係団体の協力を得つつ、スポーツ団体等の派遣側と学校等の受入側のマッチング（具体的なニーズ、教育活動への活用場面等）、アスリートの派遣の環境整備・支援（交通費や謝金も含めた経済的支援、競技活動との両立、派遣者に対する研修等の機会、車いすなどの競技体験のための道具の準備や会場等の環境整備、サポートスタッフの確保、児童生徒の発達段階等に応じた教育プログラムの開発等）について、具体的な仕組み作りに取り組むことが求められる。その際、スポーツ界を挙げて、自らの経験を児童生徒や社会に的確に発信していくことができる人材の育成に取り組むことも期待される。

- さらに、地域によって、オリンピック・パラリンピックに関する関心や取組には依然として大きな差があると思われることから、オリンピック・パラリンピック教育に関する情報が各地に行き届くための情報発信やネットワークの仕組みを構築するとともに、オリンピック・パラリンピックへの関心や活用できる資源が乏しい地域に対する効果的な支援の在り方についても、支援を受ける側がうまく受け止められるための仕組み作りも含めて、検討することが必要である。
- また、2020年東京大会においては、大会を通じた東日本大震災の被災地への支援や復興状況の世界への発信等、いわゆる「復興五輪」としての取組が求められていることに鑑みれば、児童生徒に対し震災の事実とともに復興五輪に向けた取組やその必要性を学ばせるなど、復興と関連した取組の工夫も求められる。
- なお、オリンピック・パラリンピックに関する取組も含めた、スポーツ機会の提供にあたっては、年齢や興味・関心、さらには初心者やトップレベル等の技術・技能レベルに関わらず、様々な人々が参画できるよう取り組むことが期待される。
- オリンピック憲章や昨年12月のIOC総会で決定された「オリンピックアジェンダ2020」を踏まえれば、オリンピック・パラリンピック教育の推進にあたっては、各地域・学校で行われる文化活動や文化イベントとの具体的な連携の取組や推進方を講じることも必要である。なお、競技に参加できない者であっても文化活動を通じて大会に参加することは可能であり、また、文化プログラムは全国各地で行うことができるため、全国的な大会機運の醸成等の観点からも、文化プログラムと連携した取組の充実が期待される。
- オリンピック・パラリンピックの事前キャンプについては、組織委員会が来年8月のリオデジャネイロ大会に合わせて事前キャンプ候補地を紹介するガイドを作成

する予定であるなど、各地域においてもその検討が行われていることから、事前キャンプ等と連携して、地域におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの拡大に向けた取組を推進することも有効であると考えられる。

- なお、オリンピック・パラリンピック教育の充実にあたっては、前述したとおり教材や啓発資料等における ICT 等の活用が求められるが、さらに、2020 年東京大会に関するデジタルアーカイブを構築することは、2020 年東京大会の模様を後世に伝えることにとどまらず、大会後もオリンピック・パラリンピック教育に継続して取り組むために有効と考えられることから、そのための研究開発を進めることも期待される。このため、2020 年東京大会のデジタルアーカイブの構築さらには映像資料を活用したスポーツに関する教育研究の促進に向けて、過去のオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際競技大会等の資料のアーカイブ化・ネットワーク化について、前述の社会教育施設が保有するデジタル資料の活用も含め、必要な調査研究を行うことが求められる。

## 参考資料

- 中間まとめ【概要】
- 中間まとめ【要旨】
- オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 設置要綱
- オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 委員名簿
- 審議経過
- 学習指導要領及び同解説におけるオリンピック・パラリンピック関連の記述について
- オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業について
- 1964年当時の全国におけるオリンピック教育について

# オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 中間まとめ【概要】

## 1 オリンピック・パラリンピック教育を通じて目指すべきもの

- スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成
- オリンピック・パラリンピックを題材にして、以下を推進
  - ① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上
  - ② 障害者を含めた多くの国民の生涯を通じたスポーツへの主体的な参画の定着・拡大
  - ③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成

## 2 オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容

- ①オリンピック・パラリンピックそのものについての学び  
オリンピック・パラリンピックに関する知識、選手の体験・エピソード等
- ②オリンピック・パラリンピックを通じた学び
  - ・スポーツの価値(チャレンジや努力を尊ぶ態度、健康増進など、スポーツが個人や社会にもたらす効果)
  - ・参加国・地域の文化・言語(日本との違い)、共生社会、持続可能な社会、我が国・地域の伝統・課題等

## 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

### (1) 初等中等教育

- ①教育・啓発手法の開発と普及
    - ・国におけるモデル教材や指導参考資料の開発、各地域の先進事例の収集や事例集の作成
    - ・都道府県等における多様な教材等の開発や教育活動の充実
  - ②学校運営計画への位置付けなど、学校全体として取り組むための体制の整備
  - ③教育委員会によるオリンピック・パラリンピック教育のプランの策定など、各学校の活動への支援の充実
  - ④教員養成や教員研修におけるオリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実
  - ⑤様々な競技経験や海外ボランティア経験のある教員、多様な経験を有する地域人材の活用
- ※中央教育審議会における学習指導要領の改善の審議に際して、パラリンピックの学習指導要領への位置づけをはじめ、オリンピック・パラリンピックに関しても、積極的な審議が行われることを期待

### (2) 高等教育

- ①大学等において行われるオリンピック・パラリンピックに関する教育研究の推進
  - ・教員養成学部等における、児童生徒への指導方法等も含めた教育の充実
  - ・一般教養科目や専門教育でのオリンピック・パラリンピック教育の充実
  - ・オリンピック・パラリンピック教育の充実に直接つながる研究や競技力向上に関する研究の推進
- ②大学等による、様々な人々や機関におけるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援の充実
  - ・市民向け公開講座やオンライン講座の実施
  - ・ボランティア等の人材育成等に係る講座やセミナーの開設、学生等の学内の人的資源の活用
  - ・社会教育施設等と連携し、シニア世代の活用や、そのための学習機会の充実
- ③組織委員会と連携した取組の充実
  - 文化イベントや事前キャンプへの協力、大会機運の醸成等、幅広い分野における取組の充実

### (3) 社会教育

- ①社会教育施設で行われる学習・講座等の充実、好事例となる取組の情報提供・発信
- ②社会教育施設の多様な資料の共有・活用を図るためのネットワークの構築
- ③オリンピック・パラリンピックを通じた世代間交流活動の組織化

### (4) 全般的な方策(推進体制の整備等)

- 全国的・地域的なオリンピック・パラリンピック教育の推進体制の整備を図ることが喫緊の課題  
⇒大学等を中核にして、幅広い関係者が参画するコンソーシアムを、全国又は地域レベルにおいて構築
- 2020年東京大会後も継続した取組が必要  
⇒2020年東京大会のデジタルアーカイブの構築、映像資料を活用した教育研究の促進



# オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 中間まとめ【要旨】

## 1 オリンピック・パラリンピック教育を通じて目指すべきもの

### 【我が国・世界の将来像】

健康長寿社会、思いやりや正義感に富んだ社会、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築



オリンピック・パラリンピック教育により、将来像の実現を目指す

### 【オリンピック・パラリンピック教育】

- オリンピック・パラリンピックをはじめとしたスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成
- オリンピック・パラリンピックを題材にして、以下を推進
  - ① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上
  - ② 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」「作る」）の定着・拡大
  - ③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成

## 2 オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容

### ○オリンピック・パラリンピック教育の類型

#### ①オリンピック・パラリンピックそのものについての学び

オリンピック・パラリンピックに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）、オリンピック・パラリンピック選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリンピック・パラリンピックの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みとIOC改革の取組、ドーピングの問題点とアンチドーピングの取組等）などについての学習

#### ②オリンピック・パラリンピックを通じた学び

・スポーツの価値（チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果など、スポーツが個人や社会にもたらす効果）についての学習  
⇒スポーツへの関心の向上や積極的な参画に寄与

・オリンピック・パラリンピック参加国・地域の文化・言語（日本との違い）、アクセシビリティの実現、ボランティアを含め相互に支え合い人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成、環境問題や国際平和・貧困・人権等の様々な地球規模の課題解決をはじめとする持続可能な社会の構築、我が国・地域の伝統・アイデンティティ・課題等についての学習

⇒このような学習を通じて、

- ①社会の課題の発見・解決に向けて他者と協働しつつ主体的に取組む態度
- ②多様性の尊重（人間としての共通性、他者への共感、思いやり等）
- ③公德心（マナー、フェアプレー精神、ボランティア精神、おもてなし精神等）

の育成・向上を図る

⇒社会や地域の課題、国際社会の状況、現代的な課題に向き合うきっかけとし、平和でより良い世界を構築する次代の若者の育成に貢献

## 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

○オリンピック・パラリンピック教育は、初等中等教育、高等教育、社会教育において幅広く効果的かつ継続的に行うことが重要

○また、生涯学習の観点から、学習者の発達段階やライフステージに応じた主体的な学習のための環境整備も必要

○このため、各教育段階・分野の特性・課題に応じた実施手法とともに、全般的な連携協力や推進方策を検討することが必要

## (1) 初等中等教育

- 全国的にオリンピック・パラリンピック教育を推進するためには、国、教育委員会、各学校等の関係者が連携協力し、学校教育活動全体(※)において、オリンピック・パラリンピック教育に取り組むための機運の醸成や環境の整備が必要  
(※)放課後や土曜日に地域と連携して行われる様々な学習活動を活用することも有効
- 各地域・学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の充実のためには、
  - ・国においてモデル教材や指導参考資料の開発、各地域の先進事例の収集や事例集の作成
  - ・都道府県等において国が作成した教材等を活用しつつ、地域の状況に応じた多様な教材等の開発や教育活動の充実を行うことが必要。その際、ICTやSNSの活用や、競技観戦や競技体験、アスリートに接する機会等、児童生徒が実際の競技等を実感できる機会の充実も必要  
また、パラリンピックに関する教育等を契機として、障害を含めた違いを超えた人々の交流や共同学習の充実を図るための環境整備に取り組むことも重要
- 効果的・継続的なオリンピック・パラリンピック教育のために有効と考えられる取組
  - ①学校運営計画への位置付けなど、学校全体として取り組むための体制の整備
  - ②教育委員会がイニシアティブを発揮し、域内のオリンピック・パラリンピック教育のプランを策定するなど、各学校の教育活動の支援の充実(政府の「ホストシティ・タウン構想」の活用など各地域の特性に照らして創意工夫を図ることを期待)
  - ③教員養成や教員研修におけるオリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実(スポーツ指導員等の資格取得や教育実習の機会の活用など。特別支援教育の推進の観点からも有効)
  - ④様々な競技経験や海外ボランティア経験のある教員、多様な経験を有する地域人材の活用
- 中央教育審議会における学習指導要領の改善についての審議に際して、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして受け継がれる資質・能力をどのように育むかについて、積極的な審議が行われることを期待。その際、オリンピックと同様に、パラリンピックを学習指導要領に位置づけることについての検討も必要
- 幼児教育において、幼児の発達段階に配慮しつつ、可能な範囲での取組が行われることも期待

## (2) 高等教育

- 大学等の高等教育機関に期待されること
  - ①当該機関において行われるオリンピック・パラリンピックに関する教育研究の推進  
【各大学の状況や学問分野の特性等も踏まえた、オリンピック・パラリンピック教育の実施】
    - ・体育教員等の教員養成学部等における、児童生徒への指導方法等も含めた教育の充実
    - ・一般教養科目や専門教育でのオリンピック・パラリンピック教育の充実**【オリンピック・パラリンピックに関する研究の推進】**
    - ・オリンピック・パラリンピック教育の充実に直接つながる研究の充実(歴史や意義等に関する研究)
    - ・オリンピック・パラリンピックにおけるアスリートの活躍につながる、トレーニングやコンディション、競技用具等、競技力向上に関する研究の推進**※パラリンピックに関する研究開発の推進は、競技力向上のみならず、障害者スポーツへの参画機会の拡充等の観点からも重要**
  - ②様々な人々や機関において行われるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援の取組の充実
    - ・市民向け公開講座やオンライン講座の実施など、オリンピック・パラリンピックに関する理解を深める機会の充実や、そのための学習・啓発資料の充実
    - ・各大学等におけるオリンピック・パラリンピックに関する取組と関連付けた情報の提供・発信
    - ・ボランティア等の人材育成等に係る講座やセミナーの開設等(短期集中型や夜間の実施等、社会人等が参加しやすい形態の工夫や、「履修証明制度」の活用も有効)
    - ・国際系学部における通訳ボランティアの育成・提供等、学生をはじめとした学内の人的資源の活用
    - ・社会教育施設等と連携し、シニア世代の活用や、そのための学習機会の充実**※特に、組織委員会と連携協定を結んでいる大学については、文化イベントや事前キャンプへの協力、大会機運の醸成等、幅広い分野において同委員会と連携協力した取組の充実を期待**

### (3) 社会教育

- 社会教育施設に期待されること
  - ・社会教育施設で行われる学習・講座等の充実、好事例となる取組の情報提供・発信(特にシニア世代を対象としたボランティア等、海外から訪れる人々に対するおもてなしを行う人材の育成に向けた学習機会の充実を期待)
  - ・オリンピック・パラリンピックを含めたスポーツに関する資料を有している博物館や図書館等がネットワークを構築することによる、資料の共有・活用の推進(後述するデジタルアーカイブの構築にあたっては、これらの施設が保有するデジタル資料の活用も期待)
  - ・オリンピック・パラリンピックを通じた地域社会における世代間交流における中核的な役割



これらの取組を全体的に推進するためには、大学等が中核となってコンソーシアムを構築し、教育研究の成果や具体的なノウハウを周知・普及・定着させる仕組みづくりが必要。その際、JOC・JPCとの連携協力も重要。

### 4 全般的な方策(推進体制の整備等)

- 2020年に向けて全国的にオリンピック・パラリンピック教育を推進するためには、全国的あるいは地域的な推進体制の整備を図ることが喫緊の課題
- このため、教育研究の成果等を有する大学等を中核にして、幅広い関係者が参画するコンソーシアムを、全国レベルさらには地域レベルにおいて構築することが必要
- 既に行われている取組
  - 【国】オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究(拠点機関(大学)を形成し、モデル地域において学校等と連携した実践的な取組を実施)
  - 【東京都】オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定、推進校へのオリンピック・パラリンピアン等の派遣等
  - 【関係団体・企業】アスリート派遣による競技体験活動、映像資料等の作成・提供
- ⇒このような取組を発展させ、オリンピック・パラリンピック教育(オリンピック・パラリンピック・ムーブメント)を全国に普及・展開するために、コンソーシアムの構築をはじめとした推進体制を全国的に整備することが必要
  - ※コンソーシアムを中心として取組が期待される事項(具体例)
    - 児童生徒とオリンピックやパラリンピアンとが直接接する機会を設けるため、派遣側と受入側のマッチング(具体的なニーズ、教育活動への活用場面等)、アスリートの派遣の環境整備・支援(費用等の支援、競技活動との両立、派遣者に対する研修等の機会、競技体験のための道具準備や会場等の環境整備、サポートスタッフの確保、児童生徒の発達段階等に応じた教育プログラムの開発等)についての具体的な仕組み作り
- その他必要な取組
  - ・オリンピック・パラリンピック教育に関する情報の発信やネットワークの構築、オリンピック・パラリンピックへの関心や活用できる資源が乏しい地域に対する効果的な支援の在り方についての検討
  - ・東日本大震災からの復興と関連した取組
  - ・年齢や技術・技能レベル等に関わらず、様々な人々が参画できるようなスポーツ機会の提供
  - ・各地域・学校で行われる文化活動や文化イベントと連携した取組の充実
  - ・事前キャンプ等を契機にした取組の推進
  - ・大会後もオリンピック・パラリンピック教育に継続して取り組むため、2020年東京大会に関するデジタルアーカイブの構築や、映像資料を活用した教育研究の促進に向けた検討

# オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議の設置について

平成27年2月17日  
文部科学大臣決定

## 1. 趣 旨

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるために、日本全国各地にオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを普及させる必要がある。

このため、学校教育や社会教育の現場で、

- ①オリンピック・パラリンピックに関する知識・理解・関心の向上やオリンピック精神の普及
- ②異文化理解や国際理解、多様性尊重の促進
- ③「おもてなし」やボランティア精神の醸成、マナーの向上
- ④スポーツ実施率の向上

等のための取組を進めていく必要がある。

オリンピック・パラリンピック教育の実施を通じた無形のレガシーの創出という観点も踏まえ、上記取組の推進のための基本的な考え方や具体的な内容・手法について検討を行うため、文部科学副大臣（スポーツ担当）の下に有識者会議を設置する。

## 2. 検討事項

- (1) オリンピック・パラリンピック教育の基本的事項・具体的内容
- (2) オリンピック・パラリンピック教育の推進体制
- (3) オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的手法

## 3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

## 4. 設置期間

平成27年2月17日から平成28年3月31日までとする。

## 5. その他

本件に関する庶務は、スポーツ青少年局体育参事官付の協力を得て、スポーツ青少年局競技スポーツ課オリンピック・パラリンピック室において行う。

オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議委員

朝原 宣治	オリンピック、大阪ガス株式会社近畿圏部地域活力創造チーム課長
池田 延行	国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
伊藤 数子	NPO法人STAND代表理事
岡崎 助一	公益財団法人日本体育協会副会長
大日方 邦子	パラリンピアン、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長
小田垣 勉	京都府教育委員会教育長
加藤 久雄	長野市長
河合 純一	パラリンピアン、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ開発事業推進部研究員、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
佐藤 郡衛	目白大学学長
真田 久	筑波大学体育系教授
佐野 慎輔	産業経済新聞社特別記者（東京五輪・パラリンピック担当）兼論説委員
杉野 学	明星大学教育学部特任准教授
鈴木 大地	オリンピック、公益財団法人日本水泳連盟会長、順天堂大学教授、NPO法人日本オリンピックズ協会会長
坪野谷 雅之	立教セカンドステージ大学兼任講師
中村 健史	高山市教育長
二宮 雅也	文教大学人間科学部人間科学科准教授、特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワーク講師
布村 幸彦	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長
藤田 紀昭	同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科教授
松山 英幸	東京都教育庁次長
室伏 広治	オリンピック、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事／スポーツディレクター、東京医科歯科大学教授
山本 一郎	一般社団法人日本経済団体連合会オリンピック・パラリンピック等推進委員会企画部会長、JX ホールディングス株式会社執行役員 総務部長
結城 和香子	読売新聞編集委員
吉本 光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事

（五十音順、敬称略）

（平成27年6月末時点）

## 審議経過

### 第1回 平成27年2月27日（金）

- （1）オリンピック・パラリンピック教育の取組について
- （2）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の取組について
- （3）今後の検討課題について

### 第2回 平成27年3月26日（木）

- （1）筑波大学附属大塚特別支援学校における取組について
- （2）東京都における取組について
- （3）今後の検討課題について

### 第3回 平成27年4月17日（金）

- （1）一校一國運動の取組について
- （2）大学関係の取組について
- （3）今後の検討課題について

### 第4回 平成27年5月13日（水）

- （1）オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進及び普及啓発活動について
- （2）今後の検討課題について

### 第5回 平成27年6月12日（金）

- （1）中間まとめ（素案）について

### 第6回 平成27年7月9日（木）

- （1）民間企業の取組について
- （2）中間まとめ（案）について

## 学習指導要領及び同解説におけるオリンピック・ パラリンピック関連の記述について

### 【小学校 学習指導要領】

#### 第2章 各教科

##### 第2節 社会

##### 第2 各学年の目標及び内容

###### 〔第6学年〕

#### 2 内容

(1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。  
ケ 日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。

(3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

ア 我が国と経済や文化などの面につながりが深い国の人々の生活の様子

イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き

#### 3 内容の取扱い

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの「国際交流」についてはスポーツ、文化の中から、「国際協力」については教育、医学、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から、それぞれ選択して取り上げ、国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。

### 【小学校 学習指導要領解説】

#### 第3章 各学年の目標及び内容

##### 第3節 第6学年の目標と内容

#### 2 内容

この内容は、おおむね昭和の時代における主なできごとのうち、日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などの歴史的な事象を取り上げ、これらを具体的に調べることを通して、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かるようにすることをねらいとしている。

(略)

「オリンピックの開催」について調べるとは、例えば、スポーツの祭典としてアジアで初めて東京で行われたオリンピック大会や、その後我が国で開催されたオリンピック大会を取り上げて調べ、戦後我が国の国民生活が向上したことや我が国が国際社会において重要な役割

を果たしてきたことが分かるようにすることである。

(内容の取扱い)

「国際交流」については、オリンピックや国際競技会などのスポーツによる国際交流や、歌舞伎や能、邦楽の演奏などの海外公演、海外での柔道や剣道などの我が国の伝統的武道の紹介、外国の絵画や舞踊、音楽などの日本での展覧会や公演など文化による国際交流を取り上げることが考えられる。また、「国際協力」については、教育、医学、農業など様々な分野で技術者を海外に派遣したり、国内に海外からの研修生を受け入れたりしている事例を取り上げることが考えられる。それらを具体的に調べることを通して、国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにする。

## 【中学校 学習指導要領】

### 第2章 各教科

#### 第7節 保健体育

#### 第2 各分野の目標及び内容

〔体育分野 第3学年〕

#### 2 内容

#### H 体育理論

(1) 文化としてのスポーツの意義について理解できるようにする。

ア スポーツは文化的な生活を営み、よりよく生きていくために重要であること。

イ オリンピックや国際的なスポーツ大会などは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること。

ウ スポーツは、民族や国、人種や性、障害の違いなどを超えて人々を結び付けていること。

## 【中学校 学習指導要領解説】

### 第2章 保健体育科の目標及び内容

#### 第2節 各分野の目標及び内容

〔体育分野〕

#### B 器械運動

#### 2 内容

〔第1学年及び第2学年〕

#### 3 知識、思考・判断

#### ○ 知識

「器械運動の特性や成り立ち」では、器械運動は、マット運動、鉄棒運動、平均台運動、跳び箱運動で構成され、種目に応じて多くの「技」があり、技の出来映えを競うことを楽しむ運動として多くの人々に親しまれてきた成り立ちがあること、オリンピック競技大会の種目では、体操競技として行われていることを理解できるようにする。

#### C 陸上競技

〔第1学年及び第2学年〕

#### 3 知識、思考・判断

#### ○ 知識



「陸上競技の特性や成り立ち」では、陸上競技は、「歩く」「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基本的な運動で、自己の記録に挑戦したり、競争したりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であること、古代ギリシアのオリンピック競技、近代オリンピック競技大会において主要な競技として発展した成り立ちがあることを理解できるようにする。

#### D 水泳

[第1学年及び第2学年]

3 知識, 思考・判断

○ 知識

「水泳の特性や成り立ち」では、水泳は、浮く、進む、呼吸をするというそれぞれの技術の組合せによって成立している運動であり、泳法を身に付け、続けて長く泳いだり、速く泳いだり、競い合ったりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であることを理解できるようにする。また、イギリス産業革命以後、顔を水面に出す護身用の泳ぎから、タイムを競うスピードを出すために工夫された近代泳法が完成されたこと、近代オリンピック競技大会において主要な競技として発展した成り立ちがあることを理解できるようにする。

#### E 球技

[第1学年及び第2学年]

3 知識, 思考・判断

○ 知識

(略)

また、古代より世界各地で様々な球技が行われてきたこと、近代に入り学校で行う球技が開発され、普及してきたこと、今日ではオリンピック競技大会においても主要な競技として行われているといった成り立ちがあることを理解できるようにする。

#### F 武道

[第1学年及び第2学年]

3 知識, 思考・判断

○ 知識

「武道の特性や成り立ち」では、武道は、技を身に付けたり、身に付けた技を用いて相手と攻防する楽しさや喜びを味わうことのできる運動であること、武技、武術などから発生した我が国固有の文化として今日では世界各地に普及し、例えば、柔道がオリンピック競技大会においても主要な競技として行われていることを理解できるようにする。

[第3学年]

3 文化としてのスポーツの意義

イ 国際的なスポーツ大会などが果たす文化的な役割  
オリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会などは、世界中の人々にスポーツのもつ教育的な意義や倫理的な価値を伝えたり、人々の相互理解を深めたりすることで、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていることを理解できるようにする。

また、メディアの発達によって、スポーツの魅力が世界中に広がり、オリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会の国際親善や世界平和などに果たす役割が一層大きくなっていることについても触れるようにする。

## 【高等学校 学習指導要領】

### 第6節 保健体育 第2款 各科目

#### 第1節 体育

##### 2 内容

##### H 体育理論

- (1) スポーツの歴史，文化的特性や現代のスポーツの特徴について理解できるようにする。
- ア スポーツは，人類の歴史とともに始まり，その理念が時代に応じて変容してきていること。また，我が国から世界に普及し，発展しているスポーツがあること。
- イ スポーツの技術や戦術，ルールは，用具の改良やメディアの発達に伴い変わり続けていること。
- ウ 現代のスポーツは，国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており，その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること。また，ドーピングは，フェアプレイの精神に反するなど，能力の限界に挑戦するスポーツの文化的価値を失わせること。
- エ 現代のスポーツは，経済的な波及効果があり，スポーツ産業が経済の中で大きな影響を及ぼしていること。

## 【高等学校 学習指導要領解説】

### 第1部 保健体育 第2章 各科目

#### 第1節 体育

##### 3 内容

##### H 体育理論

##### 1 スポーツの歴史，文化的特性や現代のスポーツの特徴

中学校では，運動やスポーツの必要性和楽しさ，現代生活におけるスポーツの文化的意義，国際的なスポーツ大会などが果たす役割，人々を結び付けるスポーツの文化的な働きなどについて学習している。

ここでは，その学習を踏まえ，運動やスポーツの合理的，計画的な実践を通して，知識や技能を深め，楽しさや喜びを味わい，それらを生涯にわたって豊かに実践できるようにするため，単に運動やスポーツを受動的に楽しむだけでなく，スポーツはどのような発展や変化をしてきたのか，どのような役割を果たしているのかといったスポーツの歴史，文化的特性や現代のスポーツの特徴などについて理解できるようにする必要がある。

このため，本内容では，スポーツの歴史や我が国から世界に発展したスポーツがあること，国際親善や世界平和に貢献する運動にオリンピックムーブメントなどがあること，スポーツの文化的価値を失わせる行為としてドーピングがあること，現代社会ではスポーツが経済の中で大きな位置を占めていることなどを中心として構成している。

#### 1 スポーツの歴史，文化的特性や現代のスポーツの特徴

- ア スポーツの歴史的発展と変容
- イ スポーツの技術，戦術，ルールの変化
- ウ オリンピックムーブメントとドーピング
- エ スポーツの経済的効果とスポーツ産業

#### ア スポーツの歴史的発展と変容

スポーツは、世界各地で日常の遊びや労働などの生活から生まれ、次第に発展し今日に至っていること、歴史的な変遷を経て、現代では、競技だけでなく、体操、武道、野外運動、ダンスなど広く身体表現や身体活動を含む概念として、スポーツが用いられるようになってきていることを理解できるようにする。また、近年では、諸外国に普及、発展している日本発祥のスポーツがあることを理解できるようにする。

なお、現代のオリンピック競技種目の多くは、19世紀にイギリスで発祥し発展してきたことについても触れるようにする。

イ (略)

ウ オリンピックムーブメントとドーピング

現代のスポーツは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており、その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること、オリンピックムーブメントは、オリンピック競技大会を通じて、人々の友好を深め世界の平和に貢献しようとするものであることを理解できるようにする。

(略)

なお、指導に際しては、中学校で「国際的なスポーツ大会などが果たす文化的役割」を学習していることを踏まえ、オリンピックムーブメントとドーピングに重点を置いて取り扱うようにする。

エ (略)

## 第2部 体育 第2章 各科目

### 第1節 スポーツ概論

#### 2 内容

##### (1) スポーツの歴史・文化的特性と現代の特徴

スポーツの振興発展にかかわるためには、文化的、社会的、経済的な背景などの幅広い視点からスポーツを理解できるようにする必要がある。このため、本内容は、スポーツの歴史的発展と変化、スポーツの技術、戦術、ルールの変化、オリンピックムーブメントとドーピング、スポーツの経済的波及効果とスポーツ産業などで構成している。

ア スポーツは、人類の歴史とともに始まり、その理念が時代に応じて変化してきていること。また、我が国から世界に普及し、発展しているスポーツがあること。

イ (略)

ウ 現代のスポーツは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており、その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること。また、ドーピングは、フェアプレイの精神に反するなど、能力の限界に挑戦するスポーツの文化的価値を失わせること。

エ (略)

なお、指導に際しては、科目「体育」の「体育理論」で解説した内容に加え、アでは、選択するスポーツ種目の成り立ち、その時代背景や普及過程、オリンピック競技大会の歴史、日本発祥のスポーツなどを、イでは、選択するスポーツ種目の初期のルールやその後の変遷、ルール変更に影響を与えた要因、スポーツの商品化が及ぼす影響などを、ウでは、オリンピック憲章の考え方に基づくI O Cの役割、ドーピングと医薬品の服用、トップアスリートに求められる倫理観などを、エでは、スポーツに関連した様々な職業のうち、生徒に関連する具体例などを、生徒の興味・関心の程度等に応じて適宜取り入れるようにする。

##### (5) スポーツの企画・運営及び管理

人々がスポーツに関わる多様な機会を提供することで、スポーツの振興発展にかかわるには、スポーツ大会などの提供したスポーツプログラムを適切に運営するための手順や施設の管理・運営の仕方を理解できるようにする必要がある。

このため、本内容は、スポーツ大会等の企画と評価の仕方、スポーツ大会等の運営と審判法、スポーツ振興のための組織的な活動、スポーツ施設や用具の管理などで構成している。

ア～エ (略)

なお、指導に際しては、生徒の興味・関心の程度等に応じて、以下に示す指導内容例を参考として指導の充実を図るようにする。

#### <スポーツ振興のための職業やボランティアの例示>

スポーツ振興のためには様々な組織や、職業、ボランティアが必要になること。それらにかかわって行政、企業、NPOなどの組織、職業や資格、ボランティアがあること。

組織では、文部科学省や厚生労働省等の国の組織、日本オリンピック委員会（JOC）、各種競技団体などの組織があること。職業では、教師や医師などがあること。資格では、各団体で認定するスポーツ資格などがあること。ボランティアでは、オリンピックにおけるボランティアや障がい者スポーツの支援ボランティアなどがあること。

### 第3節 スポーツⅡ（球技）

#### 2 内容

② 態度については、次の点に配慮して取り扱うこととする。

球技の学習に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、競技のルールや審判の判定を遵守しようとする事、試合後にお互いを讃え合うなどのマナーやフェアプレイの考え方を大切にしようとする事、互いの技術の上達に向けて助け合い高め合おうとする事、審判や記録などの役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとする事、チームの作戦や戦術の話合いでは、自分の意見や仲間の意見を調整して合意形成に貢献しようとする事ができるようにする。

(略)

また、ノーサイドやオリンピズムといった考え方があることについても必要に応じて取り上げ、意欲を高めるようにする。

文部科学省:平成27年度オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業 委託予定先事業概要

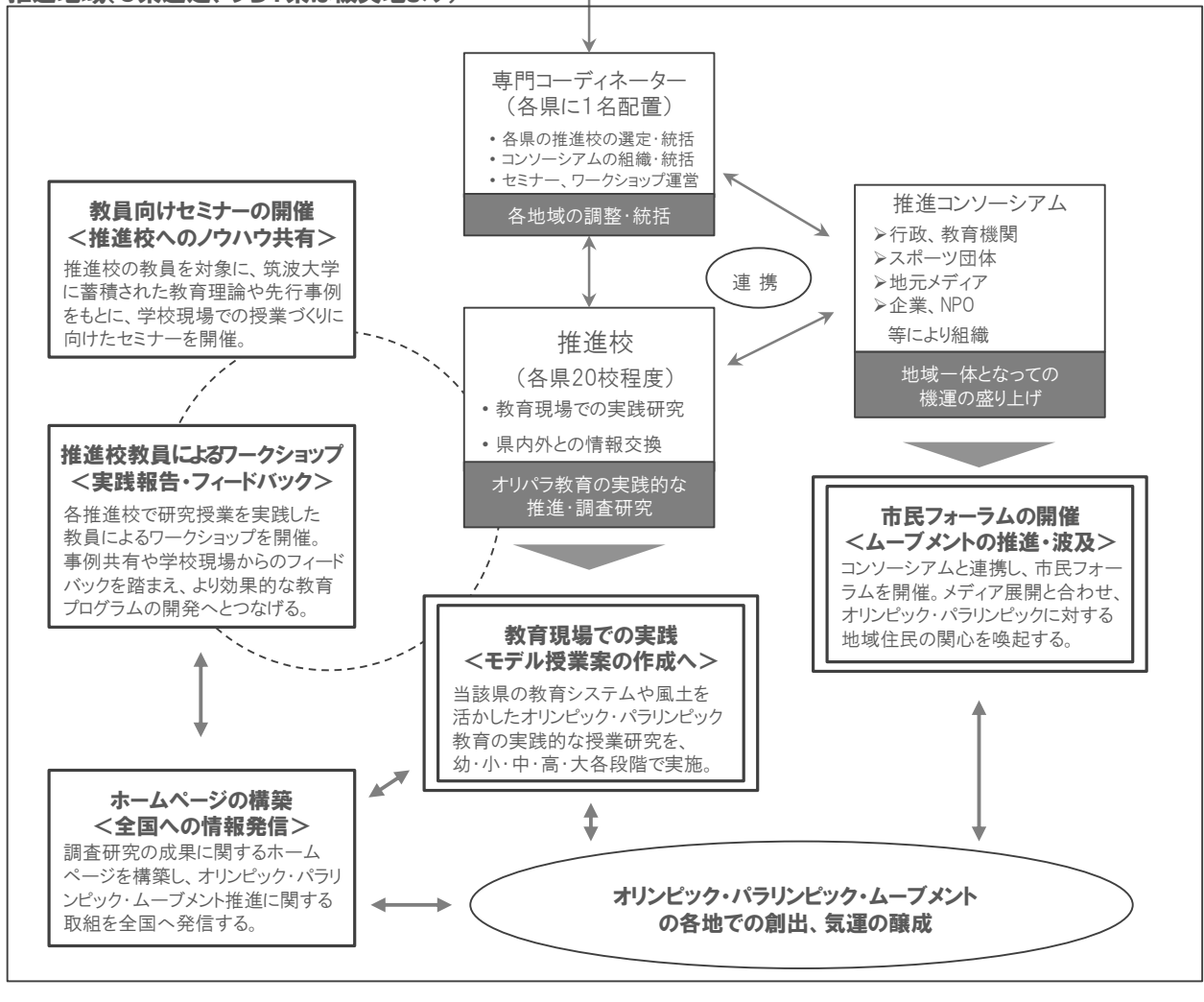
事業の目的

- ① オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法を、実践的な調査研究を通じて開発する
- ② 同成果を広く発信することで、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国へ波及させる土台を整備する

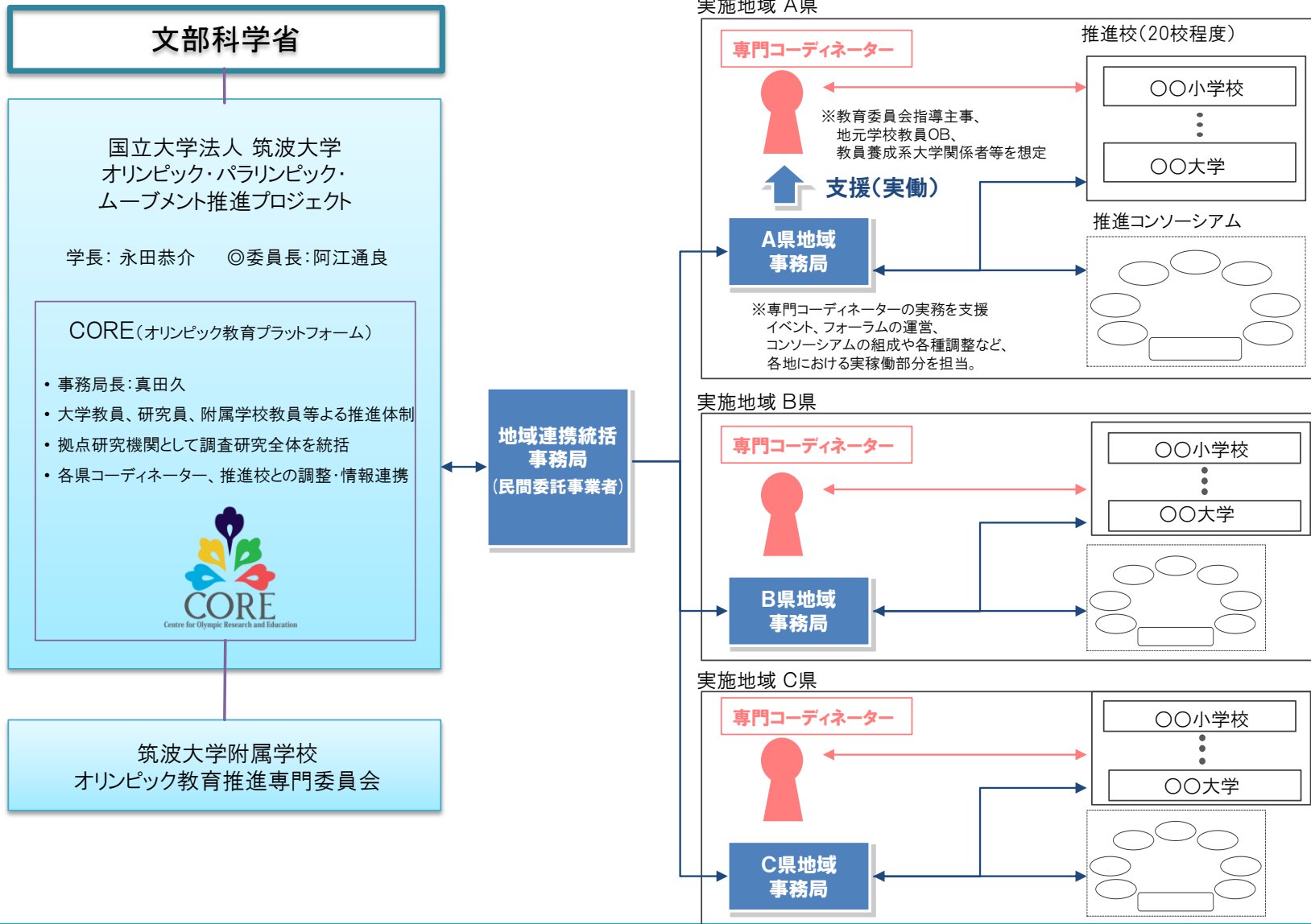
拠点機関の形成

<p><b>筑波大学</b> (CORE※)</p> <p>※オリンピック教育プラットフォーム (IOC認可のオリンピック研究センター)</p>	<p>これまでに蓄積された知見を最大限活用し、拠点機関では下記を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 汎用性の高い実践的モデルの考案、海外事例調査</li> <li>● 各学校教員を対象とする効果的な研修方法の開発</li> <li>● 各地域におけるネットワークの構築と情報発信・集約</li> </ul>
--	---

推進地域(3県選定、うち1県は被災地より)



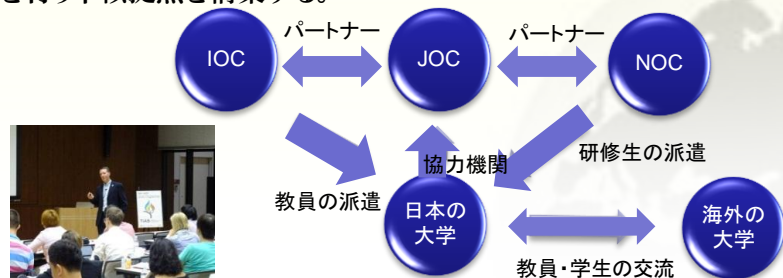
# 調査研究事業実施体制（筑波大学－地方連携統括事務局）



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、IOCや世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、国際的な人材養成の中核拠点形成、途上国のスポーツ環境の整備、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組むとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取り組みを実施する。

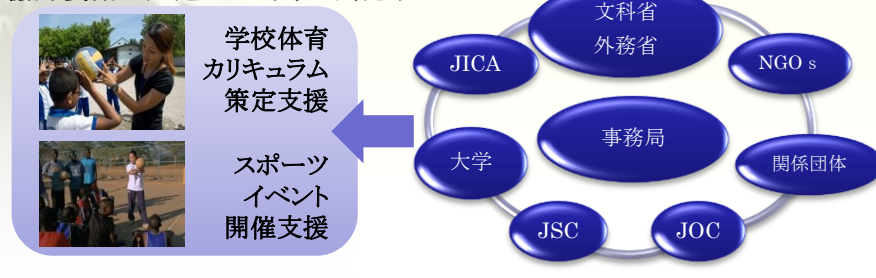
## ①スポーツ・アカデミー形成支援事業

IOC、JOC、NOC、体育系大学等が連携して、オリンピズムの普及とスポーツ医科学研究の推進を図るため、IOC関係者等を教員等として招聘、国際的なスポーツ界での活躍が期待される人材の受入れ・養成を行う中核拠点を構築する。



## ②戦略的二国間スポーツ国際貢献事業

青年海外協力隊等と連携し、学校体育カリキュラム等の策定支援など、途上国のスポーツ環境の整備に協力する。  
官民連携協力によるスポーツの国際協力コンソーシアムを構築し、各国の協力要請に迅速かつ的確に対応する。



## ③国際アンチ・ドーピング強化支援事業

・アンチ・ドーピング活動が遅れている国へのドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及、人材育成支援、それらを支える研究開発、国際会議・シンポジウムの開催等を通じて、世界のスポーツにおけるドーピングの撲滅に貢献する。  
・アンチ・ドーピング研究の高度化を支援するため、世界ドーピング防止機関(新研究基金)に資金を拠出する。



## ④オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業

オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開することを目指し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進方策や、パラリンピックへの関心向上のための効果的手法をはじめとするオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進に関する調査研究を実施する。



## ⑤学校でのオリンピック・パラリンピック理解促進事業

全国の学校でオリンピック・パラリンピックの意義・役割などの教育を促進するための指導参考資料(映像教材等)を作成する。



# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 文 部 省

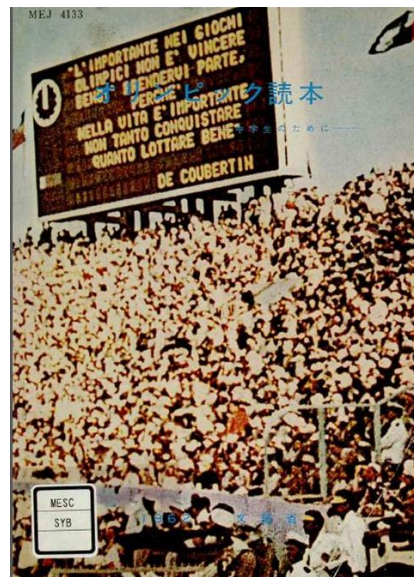
当時の文部省は、オリンピックの基礎知識やオリンピック精神を普及させるため、オリンピック読本を作成しました。

このオリンピック読本は東京都をはじめとし、地方自治体が独自の読本を作成する上での参考資料として用いられました。

### 小学生向け読本



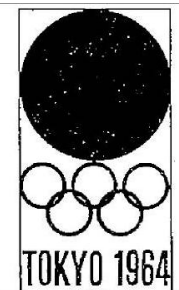
### 中学生向け読本



### オリンピックマークの説明

○オリンピック東京大会のマーク

オリンピック競技大会では、それぞれの開催地の特色を表わす大会マークが用いられている。東京大会のマークは、昭和35年6月10日組織委員会で決定された。なお、このマークは亀倉雄策氏のデザインによるものである。(円は朱赤色、五つの輪と文字とわくは金色。)





# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 京 都 市①

京都市においては、オリンピック読本を独自に作成し、オリンピックを開催することで増加するであろう**外国人観光客を迎えるにあたり、必要な心がまえと京都市民憲章**を併せて紹介しています。

### オリンピックを迎える京都市民と市民憲章

#### ③ 東京大会を迎える京都市民

オリンピック東京大会の時期（10月）には、日本を訪れる10数万人の外国人の殆んどが、京都を中心とする関西地区の観光に入浴すると予想され、京都周辺の宿泊施設などから1日平均8,000人が滞在するものと推定される。

京都市では京都国際文化観光都市建設を目指し（昭和25年10月）京都を美しく豊かにするために、市民憲章を制定し（昭和31年5月3日）、平素から、外国人を迎える心がまえや態度をつくるよう、市民運動を進めて来た。特に、オリンピック東京大会は、国際文化観光都市の面目を保ち、「世界の京都」の名を恥かしめないために、市民憲章推進運動の成果を示す願ってもない機会である。

#### 京 都 市 市 民 憲 章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇をもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互に反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

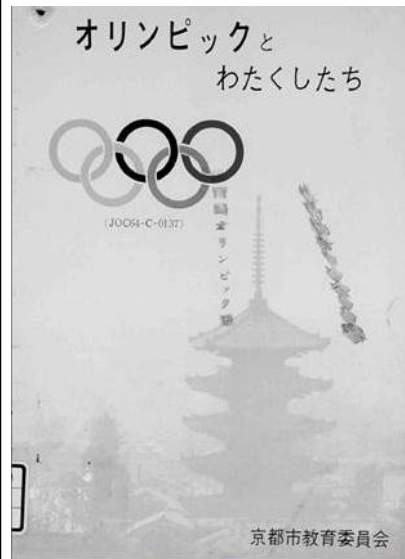
- 1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをきざしましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくむかえましょう。

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 京都市②

また、1964年東京オリンピック出場を目指している郷土選手や、聖火リレーのコースを紹介しています。

### 読本表紙



### 聖火リレーコース



京都市内を通る聖火コース図

### 東京オリンピックを目指す郷土選手

#### (2) 東京大会を目指す郷土選手と大会役員

東京大会に活躍が予想される選手にも、京都出身や京都在住の人が相当多くいる。また最終予選が終わっていないので決定してはいるが、次の候補選手又は強化選手の中から相当数の人が選ばれて世紀の檜舞台で大いに活躍してくれることであろう。

表 5 五輪候補選手

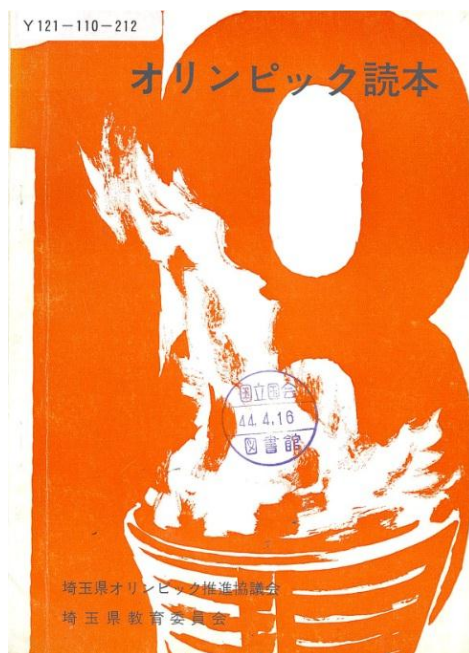
種目	氏名	現・学 ・職名	出身校			種目	氏名	現・学 ・職名	出身校		
			中	高	大				中	高	大
陸上	河津 光朗	日レ	富山	洛陽	日大	水球	早月 啓左	早大	滋野	鴨沂	日大
水泳	河合 初子	主婦					高木 弘毅	東京美	近衛	鴨沂	日大
サッカー	大西 忠生	京学大	加川	紫野			桑原 重治	丸和	紫野	同大	
	釜本 邦茂	早大	加川	山城			港井 克忠	八咫	紫野	同大	
バレー	安見 啓子	倉敷	旭丘	紫野			北尾 光弘	三石	同大		
ボール											
水球	青山 礼三	川島	近衛	鴨沂	日大	ヨット	岡本 英樹	火リ			
	川端 信弥	早大	銅駝	鴨沂			安田 浩之助	神戶			関学大
	竹内 和也	早大	岡崎	鴨沂		ライフ	落合 治	神戶			

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 埼玉県①

埼玉県教育委員会が県独自のオリンピック読本を作成し、**オリンピック**を迎えるにあたって**必要なマナー**や**国際理解**を紹介しています。

### 読本表紙

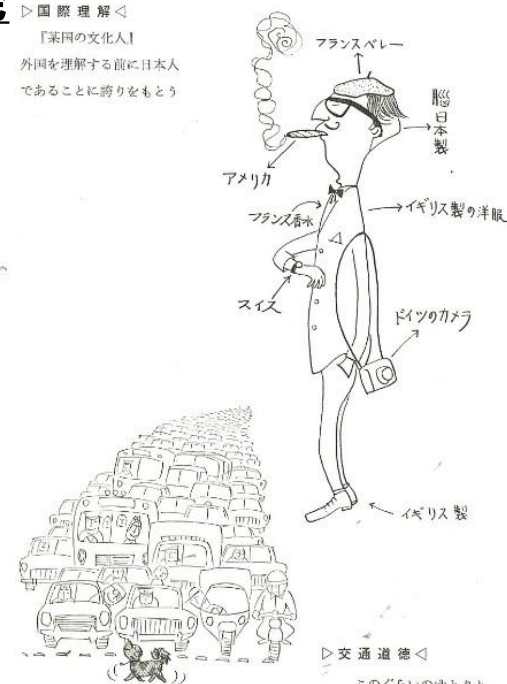


### コミカルな絵を利用したマナー啓発



▷ 公衆道徳 ◁ 「また ラク画きをしたやつがいるな」

▷ 国際理解 ◁  
「某国の文化人」  
外国を理解する前に日本人  
であることに誇りをもとう



▷ 交通道徳 ◁  
このぐらいのゆとりと  
愛情をもとう

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 埼玉県②

また、オリンピック県民運動、埼玉県内の聖火リレーコース及び埼玉県に関係がある過去のオリンピック参加者も紹介されています。

### オリンピック県民運動

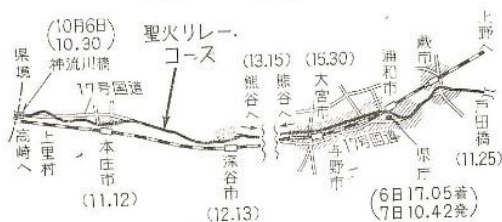


オリンピックにもりあがる県民の力

公衆道徳、公德心の高揚、国際理解を県全体で推進した。

### 聖火リレーコース

聖火リレー埼玉県コース



### 過去のオリンピック参加者の紹介

★ 本県関係のオリンピック参加者 ★

これまでのオリンピック競技大会に参加した本県関係の競技出場者、役員の方々  
は次の通りです。

大会名	氏名	競技名	①出身地 ②経歴 ③現住所
第7回(1920年) アントワープ	野口源三郎	陸上十種	①大里郡岡部村 ②埼玉師範—東京高師 ③東京都渋谷区神泉町
	蓮見 宏	陸上 800m 1500m	①大宮市 ②浦和中学—日本歯科医専 ③大宮市宮町
第8回パ リ	野口源三郎	陸上監督	大会役員
第9回 アムステルダム	野口源三郎	陸上監督	大会役員
第10回 ロスアンゼルス	蓮見 宏	陸上総監督	(指導員主任)
	高田 通	陸上女子監督	①福島県 ②東京高師 ③東京都豊島区雑司ヶ谷
第11回ベル リン	鈴木 開多	陸上100, 200m 1600m R	①比企郡川島村 ②川越中—慶応大学(感死)
	伊藤 三郎	水泳 200平泳	①静岡県 ②中泉農—明治大学 ③川口市青木町
第15回ヘル シンキ	吉野トヨ子	陸上女子円盤	①北海道網走市 ②中京体専—県教育局 ③川口市並木町
	第16回メル ボルン	斎藤 博	バスケット ボール
第17回ロ ーマ	高林 隆	蹴 球	②春日部高校—立教大学—田辺製菓
	斎 祐教	漕 艇	①秋田県 ②浦和高校—東北大学 ③宮城県塩釜市東北大学内
	杉田 美昭	漕 艇 監督	①宮城県 ②東京大学—日本道路公園 ③大宮市本郷町

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 栃 木 県

栃木県においても、独自の読本を作成し、**オリンピックを題材にした作文コンクールの入賞作品**や**小中学生が作成したポスター**を紹介している。

### 栃木県の高校生が執筆した作文(抜粋)

日本が近代国家として発展するにつれ、外国からの影響は日ましに増している。私たちが学校で学んでいる英語が重要視されてきたのも、ここ2、3年のことである。それまでは『ジス イズ ア ベン』『アイ アム ア ガール』といった死んだ英語でもまにあっただが、今日ではそうはいかない。それこそ時代おくれである。オリンピックといえば外国の人々が多く集まることは必至で、警察でも、会社でも英会話の勉強をさせるといった急激な仕込みようだ。そういった特定の人だけでなく、かたことなりとも国民全部が話せるといったような空気にしたいものである。

### 栃木県の小中学生が作成した オリンピックポスター



# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 当時の取組み例（公衆道徳高揚運動）

外国人観光客にマイナスイメージを与えないために、日本国民全体の公衆道徳の底上げを図った取組みです。

地域によって記載されている内容に若干の違いがあります。

### 記載内容(大阪府)

私達日本人は礼儀正しいという評判を持ちながらまた一面公共物を大事にしないという欠点のあることを外国の人から指摘されております。

この際特に次のような事に気をつけましょう。

- (1) 街路樹、標識、立札等を損じないこと。
- (2) たんやつばを吐き散らしたり、汚物の不始末などがないように気をつけましょう。
- (3) 集合や約束の時間を守りましょう。
- (4) 幼い者を善導してやりましょう。
- (5) 善意銀行、小さな親切運動、その他の奉仕活動に進んで参加しましょう。

### 記載内容(栃木県)

② 公德心を高めること。公德心は、いろいろな場合に発揮されなければならない。そのうちでも特に目だつところは、道路のきたないこと。公園がおごれていること。街路樹が荒らされていること。酔っぱらいが道路や電車内にふらふらしていること。「たん」や「つば」が道路などに吐いてあること。立ち小便をすること。これらのことをまず一掃することが最もたいせつである。

それには、国民全体が共通の基盤のもとに一致協力して行なわれなければならない。その共通の基盤として、次のようなことが考えられる。

- 社会の規律「ルール」を守る勇気をもつ。
- 利己心を押える勇気をもつ。
- 自己を確立し、群衆心理をセーブする。
- 公共物や公共施設を大切にす。